

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、近年の農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年7月1日法律第65号、以下「法」という。）に基づき、特定農産加工業者等が作成する経営改善に関する計画の承認基準等について必要な事項を定める。

(経営改善計画の承認申請)

第2 知事は、法第3条第1項の規定により経営改善の措置に関する計画（以下「経営改善計画」という。）の申請（様式第1号）を受けたときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に適合していると認められる場合は、当該計画を承認する。なお、経営改善計画の実施期間は、おおむね5年以内とする。

(1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、以下の基準に適合するものであること。

ア 当該計画の達成される見込みが確実であること。

イ 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

ウ 当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1パーセントを上回る率を定めるものであること。

(2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、大阪府の生産対策等と調和のとれたものであること。

(3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

(4) 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるため負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が公正で、かつ、当該試験研究費に対して過大な負担金を徴収するものでないこと。

(事業提携計画の承認申請)

第3 知事は、法第3条第2項の規定により事業提携に関する計画（以下「事業提携計画」という。）の申請（様式第2号）を受けたときは、速やかにその内容を審査し、前条各号に掲げる要件（前条（1）ウは除く。）に適合していると認められる場合は、当該計画を承認する。なお、当該計画の実施期間は、おおむね5年以内とする。

(経営改善計画及び事業提携計画の変更承認申請)

第4 法第4条第1項の規定による計画（以下「経営改善計画及び事業提携計画」という。）の変更承認申請（様式第3号）を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が第2の各号（事業提携計画の場合は同条（1）ウを除く。）に適合していると認められる場合は、当該変更計画を承認する。

ただし、同一年度内における実施時期の変更、資金総額の若干の変更等、承認経営改善計画又は承認事業提携計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認を要しない。

2 前項の規定により承認経営改善計画又は承認事業提携計画を変更した場合、経営改善措置の実施期間又は事業提携の実施期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて、おおむね5年間以内とする。

(承認手続き)

第5 知事は、第2、第3及び第4の申請を承認する場合は承認書(様式第4号)を当該申請書の写しとともに申請者に交付する。承認しない場合は、不承認書(様式第5号)とともにその理由を書面により申請者に交付する。

2 承認及び不承認の決定は、申請書を受付けた日から起算しておおむね10日以内に行うものとする。

(承認の取消し)

第6 知事は、承認経営改善計画又は承認事業提携計画の遂行に著しい支障が生じており、当該計画に基づく事業が実施される見込みがなく、その結果、当該計画が承認基準に該当しなくなると認められる場合には、承認経営改善計画又は承認事業提携計画の承認を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により承認経営改善計画又は承認事業提携計画を取り消すときは、取消書(様式第6号)を取消理由とともに交付する。

(関係機関との連携)

第7 知事は、必要に応じて市町村長及び融資機関(以下「関係機関」という。)と調整等を行う。

2 知事は、承認特定農産加工業者等の要望に応じ、関係機関に対し、当該計画の内容を連絡する。

(指導及び助言)

第8 知事は、承認された計画に基づき経営改善措置又は事業提携が的確に実施されるよう必要に応じて指導及び助言を行う。

(報告の徴収)

第9 知事は、承認特定農産加工業者等に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。